

## 議案第 31 号

大網白里市法定外公共物の占用等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

大網白里市法定外公共物の占用等に関する条例の一部を改正する条例を次の  
ように制定する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市法定外公共物の占用等に関する条例の一部を改正する条例  
大網白里市法定外公共物の占用等に関する条例（平成 13 年条例第 16 号）  
の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出しを「(占用料等)」に改め、同条第 4 項を次のように改める。

- 4 前項の占用料の額、徴収方法、還付及び減免並びに占用料に係る督促手数料及び延滞金については、大網白里市道路占用料等条例（平成 31 年条例第  
号）の規定の例による。

第 9 条中第 2 項及び第 3 項を削り、第 4 項を第 2 項とする。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行す  
る。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大網白里市法定外公共物の占用等に関する条例の  
規定は、施行日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべ  
き占用料については、なお従前の例による。